

旅客連絡運輸取扱細則別表の一部改正（往復乗車券及び連続乗車券の発売終了に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">旅客連絡運輸取扱細則別表前文</p> <p>1 連絡運輸区域中旅客会社線区域の表示方は、次の各号に定めるものとする。                      (1) 線名で表示ある場合は、その分岐駅はその線中に含む。                      (中略)</p> <p>3 旅客運賃は、特に示されているもののほか、大人片道普通旅客運賃とする。なお、鉄道駅バリアフリー料金を収受する連絡会社線にあつては、大人片道普通旅客運賃と当該料金との合算額とする。                      (以下略)</p>	<p style="text-align: center;">旅客連絡運輸取扱細則別表前文</p> <p>1 連絡運輸区域中旅客会社線区域の表示方は、次の各号に定めるものとする。                      (1) 線名で表示ある場合は、その分岐駅はその線中に含む。                      (中略)</p> <p>3 旅客運賃は、特に示されているもののほか、大人普通旅客運賃とする。なお、鉄道駅バリアフリー料金を収受する連絡会社線にあつては、大人普通旅客運賃と当該料金との合算額とする。                      (以下略)</p>

附則

この通達は、2026年3月14日から適用する。